

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和6年7月31日付け可児市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運行の態様

路線定期運行

2. 協議が調った事項（※該当する番号に○を記載）

① 路線の新設    ② 路線の休止    ③ 路線の廃止

④ 使用車両（乗車定員 11 人未満）    ⑤最低車両数（常用車 5 両・予備車 1 両未満）

⑥ 車両の併用    ⑦運行計画（運行系統・運行回数・運行時刻・運輸期間）

⑧運賃及び料金

3. 協議が調っている路線及び運行系統

（1）路 線：別添路線図のとおり

（2）運行系統：おでかけしよ Kar Kバス（光秀桃山陶線、木曽川鳩吹山線）

令和6年8月15日

可児市地域公共交通協議会

会 長    肥田 光久

